

画像を含む意匠の審査運用案について（案）

1．審査基準の改訂の方向性

画像を含む意匠については、意匠法第2条第2項に「（略）物品の部分の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合には、物品の操作（当該物品がその機能を発揮できる状態にするために行われるものに限る。）の用に供される画像であつて、当該物品又はこれと一体として用いられる物品に表示されるものが含まれるものとする。」とある通り、意匠に含まれる画像自体が保護対象とされるのではなく、画像はあくまでも物品の部分として意匠法で保護される。このため、画像を含む意匠は、18年意匠法改正以前から運用上保護されてきた、液晶表示部等に表示される図形等に加え、新たに意匠法第2条第2項にいう画像を含む意匠が拡充されたものといえる。

また、平成19年4月の意匠審査基準公開後に寄せられた意見等について、公開された基準の内容をより明確にしてほしい、という意見は多く寄せられているものの、公開された基準の内容が、法令の規定と反している等の指摘は寄せられていない。

したがって、今回検討する審査基準の改訂については、現在の審査基準の内容を拡充し、運用の指針をより明確にすることとする。

2．各論点について

（1）論点1：第2条第2項に新たに規定された語句の解釈

第2条第2項にいう「操作」とは

現在の意匠審査基準においては、意匠審査基準74.1(2)及び74.1.1.1(1)において、『「操作」とは、物品がその機能にしたがって働く状態にするための指示を与えることをいう。』と規定されている。

この規定をより明確にするために、まず、『操作のための図形等が一つもなく、単に当該物品の作動状態を表示しているのみの画像は操作画像とは認められない。』と加える。

また、『ここでいう操作については画像全体について認定できれば足りるものであり、画像に含まれる操作用図形それぞれについてまで詳細に認定することを要さない。』と加える。

第2条第2項にいう物品の「機能」とは

現在の意匠審査基準においては、意匠審査基準74.1(3)において、『「その機能」とは、当該物品から一般的に想定できる機能を意味する。（以下略）』と規定されている。

この規定をより明確にするために、まず、「当該物品から一般的に想定できる機能」の理解を助けるために、例えば、『「電話機」であれば、通信回線を通じ、指定された接続先と音声通話を実現することが、物品の「機能」である。』といった事例を加える。

また、複数の機能を物品自体が備え持つ複合物品については、それぞれの機能が物品の「機能」であるといえ、例えば、『「カメラ付き携帯電話機」であれば、通話機能、画像撮影機能、撮影画像表示機能及びメール送受信機能等が物品の「機能」といえる』と加える。

さらに、意匠登録を受けようとする意匠が、当該物品から一般的に想定できない機能を有している場合は、願書の記載等でどのような機能を有しているかを示すことで、その機能を発揮するための画像についても保護を受けることができる旨の記載を加える。

第2条第2項にいう機能を「発揮できる状態」とは

現在の意匠審査基準においては、意匠審査基準74.1(3)(注)において、『「発揮できる状態」とは、当該物品の機能を働かせることが可能となっている状態であり、実際に当該物品がその機能にしたがって働いている状態を保護対象に含まないことを意味する。(以下略)』とされており、74.4.1.1.1(2)にも同旨の規定がなされている。

この規定をより明確にするために、機能を働かせることが可能となっている状態の事例として『(例えば、切符販売機であれば切符の発券ができる状態、光ディスク記録再生機の「映像再生機能」であればコンテンツの視聴を開始できる状態、及び、現金自動預入支払機の「振込機能」であれば振込の処理が開始できる状態等)』と加える。

また、『複数の機能を有する物品においては、そのうちの一の機能について機能を発揮した状態で用いられる操作画像であっても、それが新たな別の機能を発揮させるための操作のための図形等を含む画像である場合は、当該物品の機能を発揮できる状態にするための操作の用に供される画像と認められ、保護対象となり得る。』と加える。

(2) 論点2：画像を含む意匠における一意匠一出願の考え方

画像が変化する場合において、『画像を含む意匠について、一つの出願には一つの画像を表わすのが原則である。』と明記する。一つの出願の中に、複数の画像が記載された場合、それら複数の画像の中で、同じ物品の機能を発揮できる状態にするための操作の用に供される画像であり、かつ、変化の前後で図形等の要素が増減せず形態的な関連性が認められる画像については、一つの出願とすることができることを明示する。

なお、少しずつ異なる画像を連続的に切り替えることで、動いているように見えるアニメーション効果を示した場合、複数の画像を含む意匠と認定し、それら複数の画像が一つの出願とすることができるかについて判断する。

また、これらの考え方をより明確にするために、複数の画像が一意匠として認められるもの及び複数の画像が一意匠として認められないものについて、現在ある事例を拡充する。

(3) その他の修正

意匠に含まれる画像中に物品から独立したコンテンツが表示されている場合

画像を含む意匠において、単に映画等のコンテンツのみが受動的に示される場合だけでなく、例えば、録画再生機において、現在の放送を視聴しながら録画の予約をするための画像のように、操作のために用いる画像の一部に映画の一場面等の物品から独立したコンテンツ（又はコンテンツと疑われるもの）が表示されることが考えられる。

このような画像については、操作のためのものとなり得るが、当該コンテンツについては意匠に係る物品から独立したものであるから、『当該コンテンツ部分については意匠を構成しないものとして取り扱うもの』とする。

ただし、この種意匠を構成しないものについては、一般に方式指令の対象であるが、画像を含む意匠について、その一部がコンテンツであるか否か、という点の判断は、願書の記載や願書に添付された図面全体から判断する必要があり、手続き上の不備を正す方式指令にはなじまないため、『物品から独立したコンテンツを含む意匠については、画像全体が操作画像として認められる意匠であっても、第3条本文の拒絶理由を通知する。』こととし、実体審査において拒絶理由を発する。この場合に、意匠を構成しないものであるコンテンツを削除し、説明のための参考図等でコンテンツ表示部であることを示す補正は意匠の要旨を変更しないものとする。

意匠に含まれる画像中に他人の商標や他人の販売する製品が含まれる場合

画像を含む意匠において、画像中に他人の商標や他人の販売する製品が図形等として含まれることにより、その画像について他人の業務に係る物品等と混同を生ずるおそれと考えられる。

この場合、意匠登録を受けることができない意匠の考え方と同様、意匠法第5条第2号の拒絶理由を通知し、その拒絶理由が解消しない場合は、拒絶されるものであるが、画像については他の物品等に比べ、図形として他人の商標や製品が含まれやすいことから、確認的に記載を加える。

ゲーム機の取り扱いについて

ゲーム機について、ゲームの画像については従来からゲーム機能を発揮した状態の画像であるため、保護対象とならず、一方、ゲーム機本体の設定用の画像は保護されることが明記されていた（意匠審査基準74.4.1.1.2（2））が、この記載と同旨の記載を、機能を発揮する状態に関する説明に追加する。

意匠審査基準 第7部第4章 改訂案

(意匠審査基準室)

現 行	改 訂 案
<p>第7部 個別の意匠登録出願</p> <p>第4章 意匠法第2条第2項に規定する画像を含む意匠</p> <p>74 (略)</p> <p>74.1 意匠法第2条第2項に規定する画像について</p> <p>意匠法第2条第2項において、「物品の操作（当該物品がその機能を発揮できる状態にするために行われるものに限る。）の用に供される画像であつて、当該物品又はこれと一体として用いられる物品に表示されるもの」と規定する画像については、具体的には以下の通り。</p> <p>(1) 画像を含む意匠に係る物品が、意匠法の対象とする物品と認められるものであること（第2部「意匠登録の要件」第1章「工業上利用することができる意匠」21.1.1.1「物品と認められるものであること」参照）</p> <p>(2) 操作の用に供される画像であること 「操作」とは、物品がその機能にしたがって働く状態にするための指示を与えることをいう。</p> <p><u>(3) 当該物品がその機能を発揮できる状態にするための画像であること</u></p>	<p>第7部 個別の意匠登録出願</p> <p>第4章 意匠法第2条第2項に規定する画像を含む意匠</p> <p>74 (略)</p> <p>74.1 意匠法第2条第2項に規定する画像について</p> <p>意匠法第2条第2項において、「物品の操作（当該物品がその機能を発揮できる状態にするために行われるものに限る。）の用に供される画像であつて、当該物品又はこれと一体として用いられる物品に表示されるもの」と規定する画像については、具体的には以下の通り。</p> <p>(1) 画像を含む意匠に係る物品が、意匠法の対象とする物品と認められるものであること（第2部「意匠登録の要件」第1章「工業上利用することができる意匠」21.1.1.1「物品と認められるものであること」参照）</p> <p>(2) <u>物品の機能を発揮できる状態にするための操作の用に供される画像であること</u> <u>物品の「機能」とは、当該物品（別表第一による物品の区分、またはそれと同程度の区分を指す）から一般的に想定できる機能を意味する。例えば「電話機」であれば、通信回線を通じ、指定された接続先と音声通話を実現することが、物品の「機能」であ</u></p>

「その機能」とは、当該物品から一般的に想定できる機能を意味する。

したがって、物品の本来的な機能を発揮するための操作に用いられる画像でない場合は、意匠法第2条第2項に規定する保護の対象とならない。

(注)

「発揮できる状態」とは、当該物品の機能を働かせることが可能となっている状態であり、実際に当該物品がその機能にしたがって働いている状態を保護対象に含まないことを意味する。(当該物品がその機能にしたがって働いている状態とは、その物品の使用の目的を達成した状態であって、例えば、携帯電話機については通話中やメールの送信中、磁気ディスクレコーダーについては再生中や録画中の状態をさす。)

る。複数の機能を物品自体が備え持つ複数の機能を有する物品は、それぞれの機能が物品の「機能」であるといえ、例えば「カメラ付き携帯電話機」であれば、通話機能、画像撮影機能、撮影画像表示機能及び通話メール送受信機能等が物品の「機能」といえる。

なお、意匠登録を受けようとする意匠が一般的に想定できない物品の機能を有している場合は、願書の記載等でどのような機能を有しているかを示すことで、その機能を発揮するための画像についても保護を受けることができる。

機能を「発揮できる状態」とは、当該物品の機能を働かせることが可能となっている状態(例えば、切符販売機であれば切符の発券ができる状態、光ディスク記録再生機の「映像再生機能」であればコンテンツの視聴を開始できる状態、及び、現金自動預入支払機の「振込機能」であれば振込の処理が開始できる状態等)であり、実際に当該物品がその機能にしたがって働いている状態(例えば、携帯電話機については通話中やメールの送信中、磁気ディスクレコーダーについては再生中や録画中の状態等)を保護対象に含まないことを意味する。

「操作」とは、物品がその機能にしたがって働く状態にするための指示を与えることをいう。したがって、操作のための図形等が一つもなく、単に当該物品の作動状態を表示しているのみの画像は操作画像とは認められない。

なお、ここでいう操作については画像全体について認定できれば足りるものであり、画像に含まれる操作用図形それぞれについてまで詳細に認定することを要さない。

したがって、複数の段階を経て物品の機能を発揮できる状態にする画像については、そのいずれの段階も機能を発揮できる状態

多機能物品の取扱い

当該画像がどの機能を発揮できる状態にするために用いられるものなのか、その物品からは直接導き出すことができないような多機能物品については、その旨の説明を記載する必要がある。

電子計算機の取扱い

電子計算機は、本来的な機能が情報処理であるため、電子計算機でソフトウェアを使用したり、インターネット検索を行うことは、電子計算機の情報処理機能を発揮させている状態に該当するので、電子計算機を介して表示されるこのような画像は保護対象とはならない。

(4) 当該物品又はこれと一体として用いられる物品に表示される画像であること

部分意匠については、上記に加えて第7部「個別の意匠登録出願」第1章「部分意匠」の定義を参照されたい。

にするためのものと認められるものであるから、当該画像が操作の用に供するものであれば、保護対象となり得る。

また、複数の機能を有する物品においては、そのうちの一つの機能について機能を発揮した状態で用いられる操作画像であっても、それが新たな別の機能を発揮させるための操作のための図形等を含む画像である場合は、当該物品の機能を発揮できる状態にするための操作の用に供する画像と認められ、保護対象となり得る。

(注)

複数の機能を有する物品の取扱い

当該画像がどの機能を発揮できる状態にするために用いられるものなのか、その物品からは直接導き出すことができないような複数の機能を有する物品については、その旨の説明を記載する必要がある。

電子計算機の取扱い

電子計算機は、本来的な機能が情報処理であるため、電子計算機でソフトウェアを使用したり、インターネット検索を行うことは、電子計算機の情報処理機能を発揮させている状態に該当するので、電子計算機を介して表示されるこのような画像は保護対象とはならない。

ゲーム機の取扱い

ゲームの画像は既にゲーム機能を発揮した状態の画像であるため、保護対象とならない。ゲーム専用機や、機器にプリインストールされている画像情報に基づいて表示されるものであっても、ゲームに係る画像は保護されない。

ただし、ゲーム機本体の設定用の画像等は物品の機能を発揮するための操作に用いられる画像として保護される。

(4) 当該物品又はこれと一体として用いられる物品に表示される画像であること

部分意匠については、上記に加えて第7部「個別の意匠登録出願」第1章「部分意匠」の定義を参照されたい。

【事例】 (略)

74.2~74.3 (略)

74.4 意匠法第2条第2項に規定する画像を含む意匠の登録要件

画像を含む意匠として意匠登録出願されたものが意匠登録を受けるためには、以下のすべての要件を満たさなければならない。

- (1) 工業上利用することができる意匠であること
- (2) 新規性を有すること
- (3) 創作非容易性を有すること
- (4) 先願意匠の一部と同一又は類似の後願意匠ではないこと

74.4.1 工業上利用することができる意匠

画像を含む意匠として意匠登録出願されたものが、意匠法第3条第1項柱書に規定する工業上利用することができる意匠に該当するためには、以下のすべての要件を満たさなければならない。

- (1) 意匠を構成するものであること
- (2) 意匠が具体的なものであること
- (3) 工業上利用することができるものであること

74.4.1.1 意匠を構成するものであること

意匠を構成するための要件については、第2部「意匠登録の要件」第1章「工業上利用することができる意匠」、第7部「個別の意匠登録出願」第1章「部分意匠」を参照されたい。

74.4.1.1.1 画像が意匠を構成するものであること

意匠に含まれる画像が、意匠法第2条第2項に

【事例】 (略)

74.2~74.3 (略)

74.4 意匠法第2条第2項に規定する画像を含む意匠の登録要件

画像を含む意匠として意匠登録出願されたものが意匠登録を受けるためには、以下のすべての要件を満たさなければならない。

- (1) 工業上利用することができる意匠であること
- (2) 新規性を有すること
- (3) 創作非容易性を有すること
- (4) 先願意匠の一部と同一又は類似の後願意匠ではないこと

74.4.1 工業上利用することができる意匠

画像を含む意匠として意匠登録出願されたものが、意匠法第3条第1項柱書に規定する工業上利用することができる意匠に該当するためには、以下のすべての要件を満たさなければならない。

- (1) 意匠を構成するものであること
- (2) 意匠が具体的なものであること
- (3) 工業上利用することができるものであること

74.4.1.1 意匠を構成するものであること

意匠を構成するための要件については、第2部「意匠登録の要件」第1章「工業上利用することができる意匠」、第7部「個別の意匠登録出願」第1章「部分意匠」を参照されたい。

74.4.1.1.1 画像が意匠を構成するものであること

意匠に含まれる画像が、意匠法第2条第2項にお

において規定する画像を構成するためには以下のすべての要件を満たしていなければならない。

(1) 物品の機能を発揮するための操作に用いられる画像であること

「操作」とは、物品がその機能にしたがって働く状態にするための指示を与えることをいう。

(2) 当該物品の機能を発揮できる状態にするための画像であること

実際に当該物品がその機能に従って働いている状態を保護対象に含まないことを意味し、その物品の使用の目的を達成した状態が機能を発揮した状態であって、例えば、携帯電話機については通話中や電子メールの送信中、磁気ディスクレコーダーについては再生中や録画中の操作に用いられる画像を含まない。

において規定する画像を構成するためには、物品の機能を発揮できる状態にするための操作に用いられる画像でなければならない。

機能を「発揮できる状態」とは、当該物品の機能を働かせることが可能となっている状態（例えば、切符販売機であれば切符の発券ができる状態、光ディスク記録再生機の「映像再生機能」であればコンテンツの視聴を開始できる状態、及び、現金自動預入支払機の「振込機能」であれば振込の処理が開始できる状態等）であり、実際に当該物品がその機能にしたがって働いている状態（例えば、携帯電話機については通話中やメールの送信中、磁気ディスクレコーダーについては再生中や録画中の状態等）を保護対象に含まないことを意味する。

「操作」とは、物品がその機能にしたがって働く状態にするための指示を与えることをいう。したがって、操作のための図形等が一つもなく、単に当該物品の作動状態を表示しているのみの画像は操作画像とは認められない。

なお、ここでいう「操作」については、画像全体について認定できれば足りるものであり、画像に含まれる操作用図形それぞれについてまで詳細に認定することを要さない。

したがって、複数の段階を経て物品の機能を発揮できる状態にする画像については、そのいずれの段階も機能を発揮できる状態にするためのものと認められるものであるから、当該画像が操作の用に供する

74.4.1.1.2 意匠を構成する画像に該当しないもの

以下の画像は、意匠法第2条第2項に規定する画像に該当せず、意匠法第3条第1項柱書の規定により登録を受けることができない。

(1) 物品の機能を発揮するための操作に用いる画像でないものの例

装飾表現のみを目的とした画像

装飾表現のみを目的とした画像は物品の機能を発揮するための操作に用いる画像とは認められない。

【意匠を構成するものと認められない事例】

表示部の背景を装飾するための画像（いわゆる壁紙）

ものであれば、保護対象となり得る。

また、複数の機能を有する物品においては、そのうちの一の機能について機能を発揮した状態で用いられる操作画像であっても、それが新たな別の機能を発揮させるための操作のための図形等を含む画像である場合は、当該物品の機能を発揮できる状態にするための操作の用に供する画像と認められ、保護対象となり得る。

74.4.1.1.2 意匠を構成する画像に該当しないもの

以下の画像は、意匠法第2条第2項に規定する画像に該当せず、意匠法第3条第1項柱書の規定により登録を受けることができない。

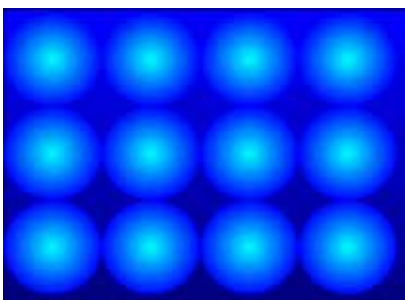
(1) 物品の機能を発揮するための操作に用いる画像でないものの例

装飾表現のみを目的とした画像

装飾表現のみを目的とした画像は物品の機能を発揮するための操作に用いる画像とは認められない。

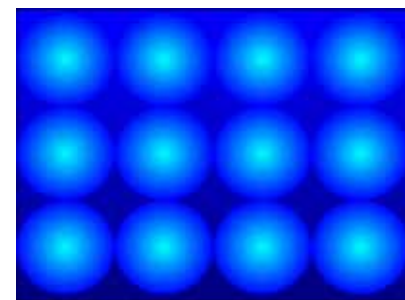
【意匠を構成するものと認められない事例】

表示部の背景を装飾するための画像（いわゆる壁紙）



映画等（いわゆるコンテンツ）を表した画像

物品を使用する者の操作を必要とせず、受動的に提供される画像（いわゆるコンテンツ）は物品の機能を発揮するための操作に用いる画像とは認められない。



映画等（いわゆるコンテンツ）を表した画像

物品を使用する者の操作を必要とせず、受動的に提供される画像（いわゆるコンテンツ）は物品の機能を発揮するための操作に用いる画像とは認められない。意匠に含まれる画像中に、映画の一場面等の物品から独立したコンテンツ（又はコンテンツと疑われるもの）が表示されている場合、当該コンテンツについては意匠に係る物品から独立したものであるから、当該コンテンツ部分については意匠を構成しないものとして取り扱うものとし、物品から独立したコンテンツを含む意匠については、画像全体が操作画像として認められる意匠であっても、第3条本文の拒絶理由を通知する。この場合にコンテンツを削除し、説明のための参考図等でコンテンツ表示部であることを示す補正は意匠の要旨を変更しないものとする。

【意匠を構成するものと認められない事例】

映画の一場面の画像



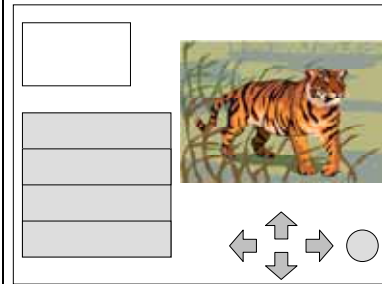
記録媒体に記録された画像

記録媒体という物品（例えば、コンパクトディスク等）は、その物品に画像に係る情報を記録することが可能であるものの、記録媒体自体は操作機構を持たないから、意匠に係る物品を記録媒体とした画像は、物品の機能を発揮するための操作に用いられる画像とは認められない。

〔意匠に含まれる画像中にコンテンツが表示されている例〕

【意匠に係る物品】動画再生機

【意匠の説明】（略）画像図は、動画再生中に本物品のメニューボタンを押下したときに表示される録画機能を発揮するための操作画像を示す。右上に再生中の画像を表示しつつ、録画の設定をすることができる。（以下略）



【画像図】

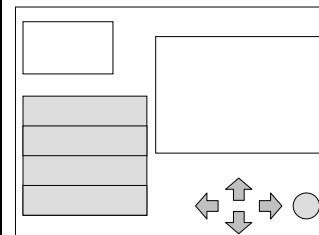
その他の必要な図等は省略。

意匠に含まれる画像中に、物品から独立したコンテンツが表示されている意匠出願に対しては、審査官は第3条本文で拒絶理由を通知する。

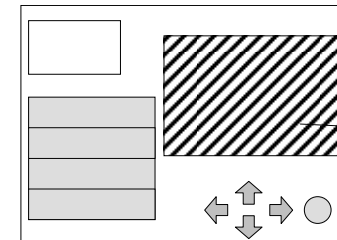
（参考）コンテンツ表示部を有する、画像を含む意匠の記載例

【意匠に係る物品】動画再生機

【意匠の説明】（略）参考画像図中、斜線で示された部分は再生中の動画の表示部を示す。（以下略）



【画像図】



【参考画像図】

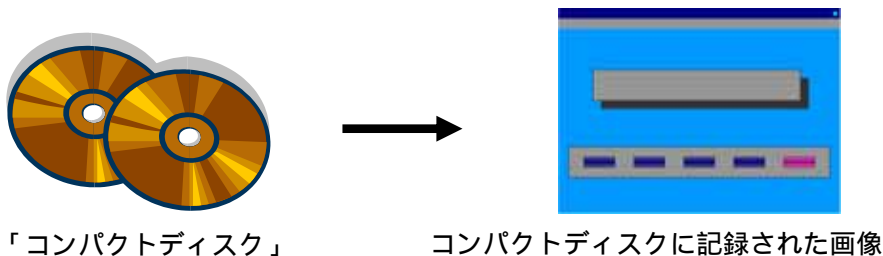
コンテンツ表示部

その他の必要な図等は省略。

記録媒体に記録された画像

記録媒体という物品（例えば、コンパクトディスク等）は、その物品に画像に係る情報を記録することが可能であるものの、記録媒体自体は操作機構を持たないから、意匠に係る物品を記録媒体とした画像は、物品の機能を発揮するための操作に用いられる画像とは認められない。

【意匠を構成するものと認められない事例】
記録媒体に記録された画像



(2) 物品の機能を発揮できる状態にするための画像でないものの例

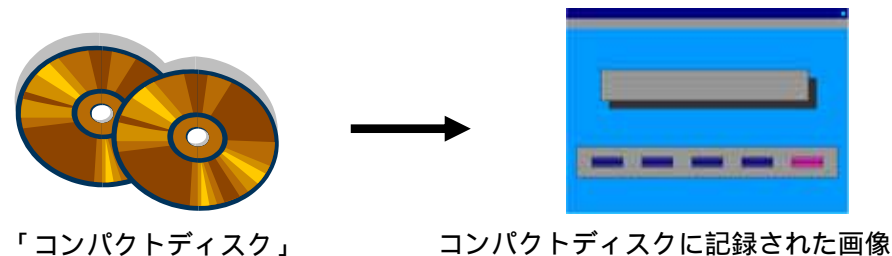
[機能を発揮している状態の画像]

電子計算機の取扱い

電子計算機は、「情報処理（ソフトウェアによって可能となる機能を含む）」がその機能と解する。したがって、ソフトウェアによって表示される画像は、機能を発揮している状態の画像に該当するため保護対象とならない。

【意匠を構成するものと認められない事例】

【意匠を構成するものと認められない事例】
記録媒体に記録された画像



(2) 物品の機能を発揮できる状態にするための画像でないものの例

[機能を発揮している状態の画像]

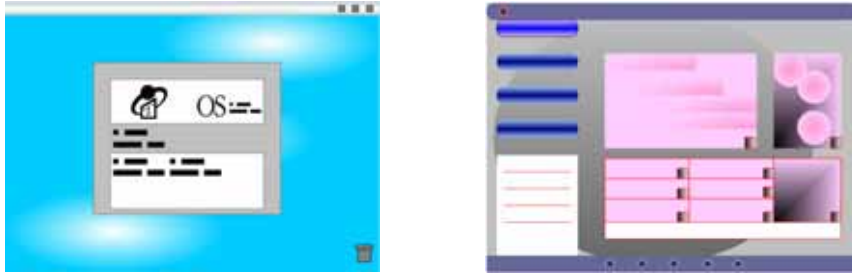
電子計算機の取扱い

電子計算機は、「情報処理（ソフトウェアによって可能となる機能を含む）」がその機能と解する。したがって、ソフトウェアによって表示される画像は、物品の機能を発揮している状態の画像に該当するため保護対象とならない。

【意匠を構成するものと認められない事例】

電子計算機により表示される画像

(OSにより表示された画像) (インターネットを通じて表示された画像)



ゲーム機を取扱い

ゲームの画像は既にゲーム機能を発揮した状態の画像であるため、保護対象とならない。ゲーム専用機や、機器にプリインストールされている画像情報に基づいて表示されるものであっても、ゲームに係る画像は保護されない。

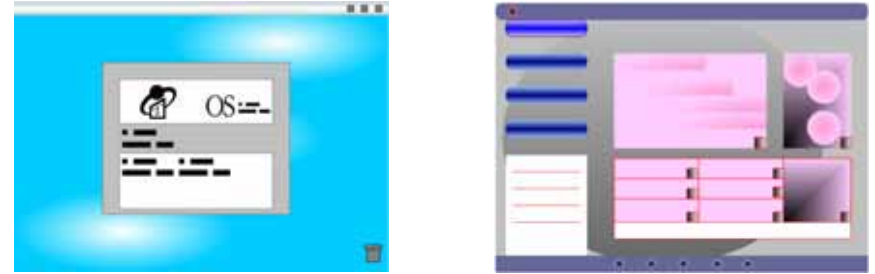
ただし、ゲーム機本体の設定用の画像等は物品の機能を発揮するための操作に用いられる画像として保護される。

【意匠を構成するものと認められない事例】

ゲーム機により表示される画像

電子計算機により表示される画像

(OSにより表示された画像) (インターネットを通じて表示された画像)



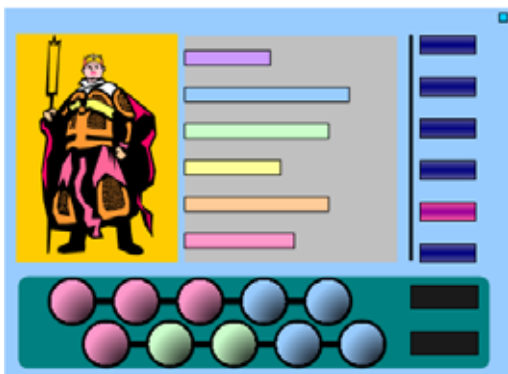
ゲーム機を取扱い

ゲームの画像は既にゲーム機能を発揮した状態の画像であるため、保護対象とならない。ゲーム専用機や、機器にプリインストールされている画像情報に基づいて表示されるものであっても、ゲームに係る画像は保護されない。

ただし、ゲーム機本体の設定用の画像等は物品の機能を発揮するための操作に用いられる画像として保護される。

【意匠を構成するものと認められない事例】

ゲーム機により表示される画像



74.4.1.2 ~ 74.4.1.3 (略)

74.4.2 ~ 74.4.4 (略)

74.5 (略)

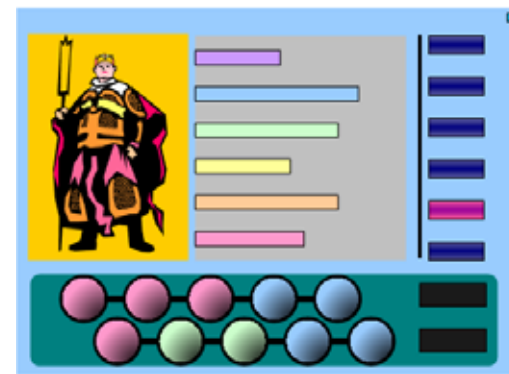
74.6 意匠法第2条第2項に規定する画像を含む意匠の意匠登録出願に関する意匠法第5条の規定

判断基準については、全体意匠に関しては第4部「意匠登録を受けることができない意匠」部分意匠に関しては第7部「個別の意匠登録出願」第1章「部分意匠」71.6「部分意匠の意匠登録出願に関する意匠法第5条の規定」を参照されたい。

74.7 意匠法第2条第2項に規定する画像を含む意匠の意匠登録出願に関する一意匠一出願

画像を含む意匠の意匠登録出願についても、意匠法第7条に規定する要件を満たさなければならない。

判断基準については、全体意匠に関しては第5部「一意匠一出



74.4.1.2 ~ 74.4.1.3 (略)

74.4.2 ~ 74.4.4 (略)

74.5 (略)

74.6 意匠法第2条第2項に規定する画像を含む意匠の意匠登録出願に関する意匠法第5条の規定

意匠に含まれる画像中に他人の商標や、他人の販売する製品等が含まれ、他人の業務に係る物品と混同を生ずるおそれがある意匠に対しては、第5条第2号の規定により拒絶理由を通知する。

判断基準については、全体意匠に関しては第4部「意匠登録を受けることができない意匠」部分意匠に関しては第7部「個別の意匠登録出願」第1章「部分意匠」71.6「部分意匠の意匠登録出願に関する意匠法第5条の規定」を参照されたい。

74.7 意匠法第2条第2項に規定する画像を含む意匠の意匠登録出願に関する一意匠一出願

画像を含む意匠の意匠登録出願についても、意匠法第7条に規定する要件を満たさなければならない。

判断基準については、全体意匠に関しては第5部「一意匠一出

願」部分意匠に関しては第7部「個別の意匠登録出願」第1章「部分意匠」71.7「部分意匠の意匠登録出願に関する一意匠一出願」を参照されたい。

74.7.1 意匠法第7条に規定する要件を満たさないものの例

74.7.1.1 物品の区分によらない願書の「意匠に係る物品」の欄の記載の例

画像を含む意匠の意匠登録出願において、願書の「意匠に係る物品」の欄に、物品の区分の後に「の画像」、「の画面」等の語を付したもの（例えば、「ビデオディスクレコーダーの画像」）の記載があるときは、別表第一に記載された物品の区分又はそれと同程度の区分による物品の区分とは認められない。

74.7.1.2 意匠ごとに出願されていないものの例

一つの部分意匠の意匠に係る物品の中に、二以上の異なる画像や物理的に分離した二以上の「意匠登録を受けようとする部分」が含まれているものは、意匠ごとにした意匠登録出願と認められない。

願」部分意匠に関しては第7部「個別の意匠登録出願」第1章「部分意匠」71.7「部分意匠の意匠登録出願に関する一意匠一出願」を参照されたい。

74.7.1 意匠法第7条に規定する要件を満たさないものの例

74.7.1.1 物品の区分によらない願書の「意匠に係る物品」の欄の記載の例

画像を含む意匠の意匠登録出願において、願書の「意匠に係る物品」の欄に、物品の区分の後に「の画像」、「の画面」等の語を付したもの（例えば、「ビデオディスクレコーダーの画像」）の記載があるときは、別表第一に記載された物品の区分又はそれと同程度の区分による物品の区分とは認められない。

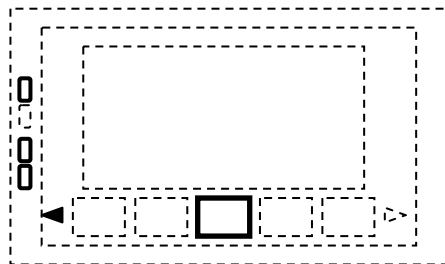
74.7.1.2 意匠ごとに出願されていないものの例

一つの部分意匠の意匠に係る物品の中に、物理的に分離した二以上の「意匠登録を受けようとする部分」が含まれているものは、意匠ごとにした意匠登録出願と認められない。

【事例】

部分意匠の意匠登録出願

【画像図】



説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

以下のいずれかに該当する場合は、物理的に分離した二以上の「意匠登録を受けようとする部分」が含まれているものであっても、一意匠と取扱う。

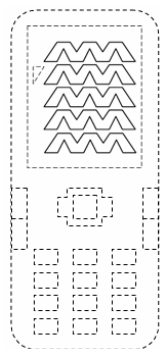
(1) 形態的な一体性が認められる場合

物理的に分離した二以上の「意匠登録を受けようとする部分」であっても、対称となる形態、一組となる形態等、関連性をもって創作されるものは、形態的な一体性が認められる。

【事例】

部分意匠の意匠登録出願

【正面図】

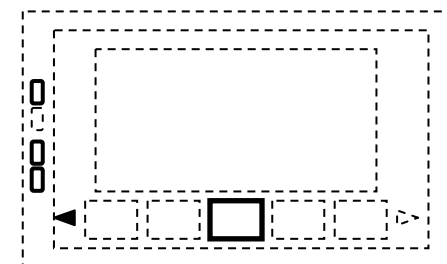


説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

【事例】

部分意匠の意匠登録出願

【画像図】



説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

以下のいずれかに該当する場合は、物理的に分離した二以上の「意匠登録を受けようとする部分」が含まれているものであっても、一意匠と取扱う。

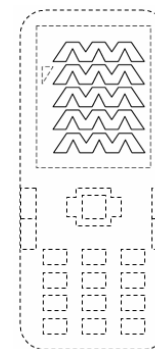
(1) 形態的な一体性が認められる場合

物理的に分離した二以上の「意匠登録を受けようとする部分」であっても、対称となる形態、一組となる形態等、関連性をもって創作されるものは、形態的な一体性が認められる。

【事例】

部分意匠の意匠登録出願

【正面図】



説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

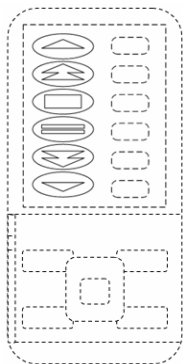
(2) 機能的な一体性が認められる場合

物理的に分離した二以上の「意匠登録を受けようとする部分」であっても、全体として一つの機能を果たすことから一体的に創作される関係にあるものは、機能的な一体性が認められる。

【事例】

部分意匠の意匠登録出願

【正面図】



説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

(3) 変化の態様に形態的な一体性が認められる場合

画像が変化する場合において、変化の前後の態様に形態的な関連性が認められれば一の意匠として取扱う。

【事例】 変化の態様に形態的な関連性が認められる例

【正面図】

【変化した状態を示す正面図】

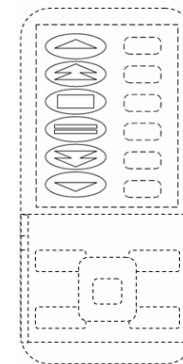
(2) 機能的な一体性が認められる場合

物理的に分離した二以上の「意匠登録を受けようとする部分」であっても、全体として一つの機能を果たすことから一体的に創作される関係にあるものは、機能的な一体性が認められる。

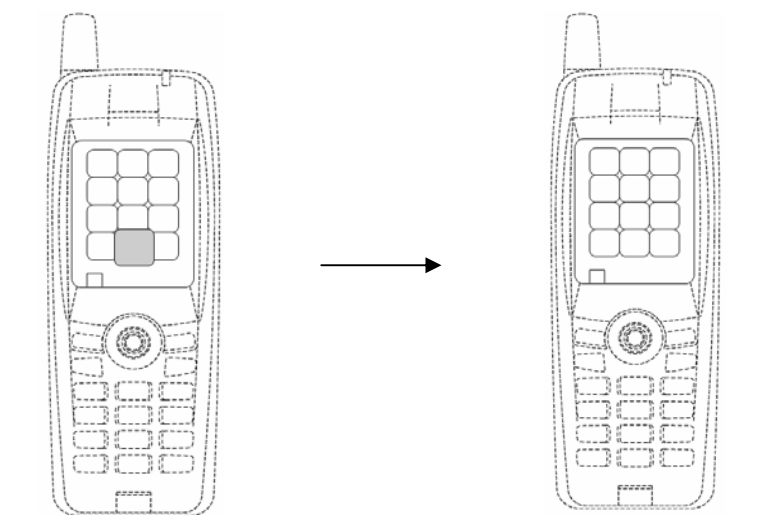
【事例】

部分意匠の意匠登録出願

【正面図】



説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

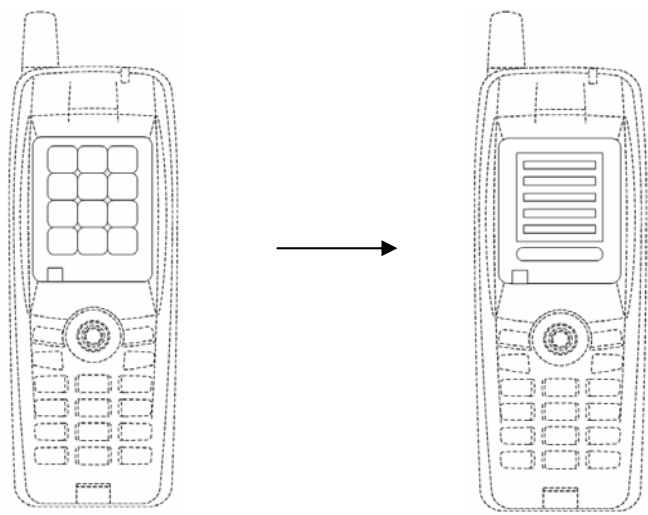


説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

【事例】 変化の態様に形態的な関連性が認められない例

【正面図】

【変化した状態を示す正面図】



説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

74.7.1.3 画像を含む意匠において、画像が変化する場合

画像を含む意匠について、一つの出願には一つの画像を表わすのが原則である。このため、一つの出願に複数の画像が表わされている場合、原則的には一つの出願に複数の「画像を含む意匠」を包含し、意匠ごとにした意匠登録出願と認められないものであるため、第7条の拒絶理由を通知する。

ただし、意匠に係る物品の説明等の願書の記載及び願書に添付された図面の内容から、複数の画像が、同じ物品の機能を発揮するための操作の用に供される画像（以下、「同じ操作のための画像」という）であり、かつ、形態的な関連性があるものと認められる場合は、これら複数の画像を含んだ状態で一つの意匠として認められる。

例えば、意匠登録を受けようとする意匠に、複数の画像を用い画像が連続的に切り替わる様子が表わされた

場合（所謂アニメーション効果を示すための場合を含む）、それら複数の画像全体で構成される一つの動く様子を含んだ意匠として認定するのではなく、複数の画像を含む意匠と認定した上で、それら複数の画像のうち、同じ操作のための画像であり、かつ形態的な関連性がある画像については、変化の前後を示す図とし、一つの意匠として取り扱ひ得る。

74.7.1.4 複数の画像が一意匠として認められるもの

複数の画像を含む意匠について、変化前の画像と変化後の画像が同じ操作のための画像であり、かつ、変化前の画像と変化後の画像とで形態的な関連性がある画像であると認められれば、これら複数の画像を含んだ状態で一つの意匠として認められる。

74.7.1.5 複数の画像が一意匠として認められないもの

異なる操作のための複数の画像や、形態的な関連性の認められない複数の画像については、これら複数の画像を含んだ状態で一つの意匠とは認められない。

一意匠とは認められない複数の画像を含む意匠に対しては、第7条の要件を満たさないとして拒絶理由を通知する。なお、一意匠として認められない画像を表わす図のうち、必要図に示された画像を含む意匠の理解を助けるために用いることのできる図については、参考図とすることが認められる。

新法施行後の出願については、従来の画像を含む意匠についても同様に取り扱う。

74.7.1.5.1 異なる操作のための複数の画像

変化前の画像により発揮させる物品の機能と変化後の画像により発揮させる物品の機能が異なる場合

等、異なる操作のための複数の画像を含む意匠は、一意匠とは認められない。

74.7.1.5.2 形態的な関連性がない複数の画像

変化の前後で、レイアウトが大きく異なる場合、変化に伴い図形等が新たに表れる（又は消失する）場合等、変化の前後の態様に形態的な関連性が認められない複数の画像を含む意匠は、一意匠とは認められない。

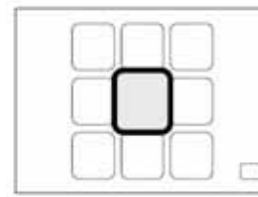
複数の画像が一意匠として認められるもの

[複数の画像が一意匠として認められる例 1]

【画像図】



【変化した状態を示す画像図】



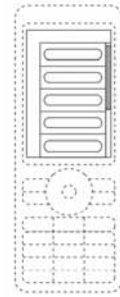
その他の必要な図等は省略。

【意匠に係る物品】入退室管理器

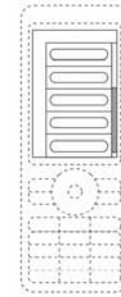
【意匠の説明】（略）変化した状態を示す画像図は、指定したアイコンの形状が変化した状態を示すものである。9個のアイコンのいずれを指定しても、同様に形状が変化する。

[複数の画像が一意匠として認められる例 2]

【正面図】



【変化した状態を示す正面図】



スクロールにより住所録の個別情報が変化するものの、同じ操作のための画像と認められる。
また、スクロールに伴う図形等の増減がなく、レイアウトも同様のため、形態的関連性が認められる。
したがって、二つの画像を含む意匠は一意匠として認められる。

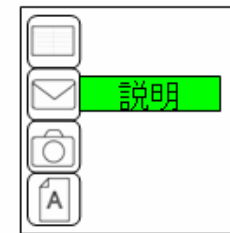
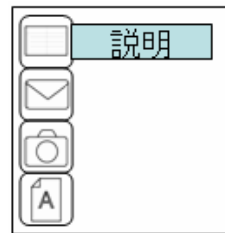
その他の必要な図等は省略。

【意匠に係る物品】携帯電話機

【意匠に係る物品の説明】（略）正面図に表わされた画像は、通話機能を発揮できるようにするために、住所録から通話先を選択する操作のための画像である。

【意匠の説明】（略）実線で表された部分が部分意匠として意匠登録を受けようとする部分である。画像部の右端のスクロールバー部分は上下に動くものである。

[複数の画像が一意匠として認められる例 3]



指定されたアイコンにあわせ説明の位置が移動するものの、画像全体では、同じ操作のための画像と認められる。
また、図形等の増減がなく、形態的関連性が認められる。
したがって、二つの画像を含む意匠は一意匠と認められる。

【正面部分拡大図】

【変化後を示す正面部分拡大図】

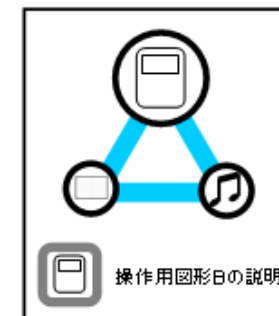
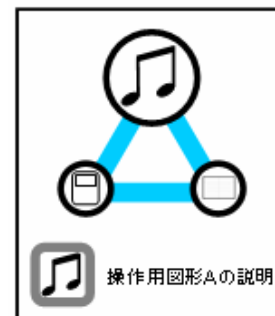
その他の必要な図等は省略。

【意匠に係る物品】携帯電話機

【意匠に係る物品の説明】（略）正面部分拡大図に表わされた画像は、携帯電話機のメール機能、通話機能及びカメラ機能のいずれを起動するかを選択するために用いる。

【意匠の説明】（略）正面部分拡大図及び変化後を示す正面部分拡大図に示したように、それぞれの操作作用図形等が指定されると、当該操作作用図形等の説明も連動して移動する。

[複数の画像が一意匠として認められる例 4]



アイコンの指定にあわせアイコンの位置が変わり、下方の説明が変化するものの、画像全体では、同じ操作のための画像と認められる。
また、図形等の増減がなく、形態的関連性が認められる。
したがって、二つの画像が一意匠として認められる。

【正面部分拡大図】

【変化後を示す正面部分拡大図】

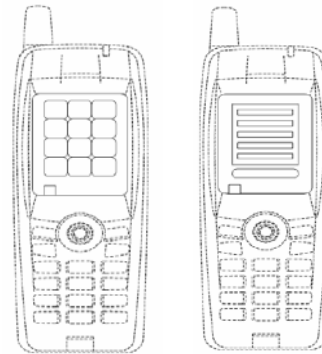
その他の必要な図等は省略。

【意匠に係る物品】音楽再生機能つき携帯電話機

【意匠に係る物品の説明】（略）正面部分拡大図に表わされた画像は、携帯電話機の音楽再生機能、電子計算機能及びスケジュール管理機能のいずれを起動するかを選択のために用いる。**【意匠の説明】**（略）正面部分拡大図及び変化後を示す正面部分拡大図に示したように、それぞれの操作用図形等が指定されると、当該操作用図形等の説明も連動して移動する。

複数の画像が一意匠として認められないもの

[形態的な関連性がなく、複数の画像が一意匠として認められない例1]



【正面図】 **【変化後を示す正面図】**

その他の必要な図等は省略。

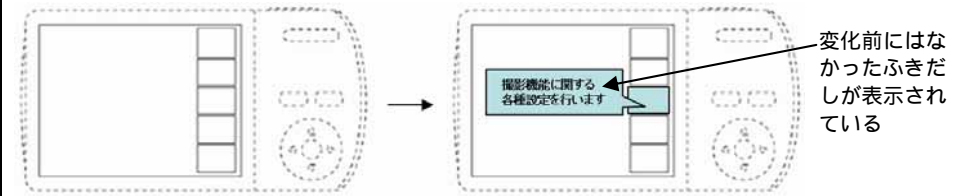
【意匠に係る物品】携帯電話機

【意匠に係る物品の説明】（略）正面図及び変化後を示す正面図に表わされた画像は、通話先の選択方法を選択するための操作に用いる。

【意匠の説明】（略）正面図の右の列の最も下のボタンを押すと、変化後を示す正面図に示すように、リスト表示に切り替わる。

変化後を示す正面図が参考図とされた場合は、参考図として願書に残すことも認められる

〔形態的な関連性がなく、複数の画像が一意匠として認められない例 2〕



【正面図】

【変化後の状態を示す正面図】

その他の必要な図等は省略。

【意匠に係る物品】携帯情報端末

【意匠に係る物品の説明】（略）正面図に表わされた画像は、通信機能、音楽再生機能、撮影機能、動画表示機能又は機器の時刻等から設定項目を選択する操作に用いる。

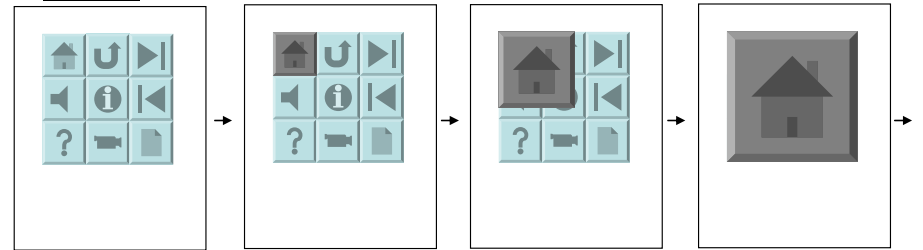
【意匠の説明】（略）変化後の状態を示す正面図に示したように、いずれかの操作用図形等を指定した状態で一定時間が過ぎると、当該操作用図形等により設定できる内容についてふきだし状の説明が表示される。

変化後の状態を示す正面図が参考図とされた場合は、参考図として願書に残すことも認められる

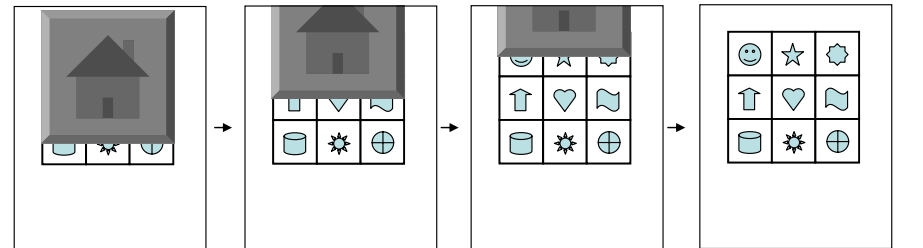
「複数の画像の中に、異なる操作のための画像であり、かつ形態的関連性がない画像及び操作の用に供するものとは認められない画像が含まれるため、複数の画像が一意匠として認められない例3（複数の順次切り替わる画像が表わされた場合）」

【意匠に係る物品】携帯電話機

【意匠の説明】（略）メール機能进行操作する際に表示される画像を示す。



【拡大正面図】
(メニュー第一階層) 【変化後を示す拡大正面図1】 【変化後を示す拡大正面図2】 【変化後を示す拡大正面図3】
ボタンの指定 アニメーション








【変化後を示す拡大正面図4】 【変化後を示す拡大正面図5】 【変化後を示す拡大正面図6】 【変化後を示す拡大正面図7】
(メニュー第二階層)






この場合、一つの動画として認定はしない。その上で、複数の画像については、例えば、1枚め及び2枚めの画像については同じ操作のための形態的関連性のあるものと認められるため、これら二つの画像を含む意匠を一つの意匠と認められるが、1枚めの画像と最後の画像とは異なる操作のための画像であり、形態的関連性も認められないため、これら二つの画像を含んだ状態で一つの意匠とは認め

められない等、画像ごとに比較し、一つの意匠と認められる範囲について判断する。

なお、複数の意匠が含まれるとして意匠法第7条の拒絶理由を通知する場合、それら複数の画像を含む意匠に、画像が物品の機能を発揮するための操作の用に供するものとは認められず、意匠法第3条の要件を満たさない画像を含む意匠が含まれるときは、その旨をなお書きとして記載する。

〔形態的に関連性があるが、異なる操作のための画像であるため、複数の画像が一意匠として認められない例4〕

	電話機能
	TV
	メール
	音楽
	基本設定

	TV
	メール
	音楽
	基本設定
	電話機能

二つの画像は発揮させる物品の機能が異なり、異なる操作のための画像と認められるため、形態的に関連性があっても一つの意匠とは認められない。

【正面部分拡大図】

【変化後の状態を示す正面部分拡大図】

その他の必要な図等は省略。

【意匠に係る物品】携帯電話機

【意匠に係る物品の説明】（略）正面部分拡大図に表わされた画像は、通話機能を発揮するための画像であり、アドレス帳や通話履歴から発信先を選択することができる。

また、変化後の状態を示す正面部分拡大図に表された画像は、TV視聴機能を発揮するための画像であり、TV機能の起動の他、設定や視聴の予約ができる。